

平成26年 特許法等の改正情報

2015年3月1日
Rita特許事務所
野中 剛

2015年4月1日施行

平成26年 改正情報

1.1 出願人・権利者の救済措置

期間徒過した場合の救済措置 (1)~(10)が改正で追加された

	特許法	実案法	意匠法	商標法
(1) 新規性喪失例外申請の証明書提出期間	特30条④	特30条④準用 実11条①	意4条④	
(2) 出願時の特例の証明書提出期間				商9条③
(3) パリ条約に基づく優先権証明書の提出期間	特43条⑥	特43条⑥準用 実11条①	特43条⑥準用 意15条①	特43条⑥準用 商13条①
(4) 特許査定/拒絶査定後の分割出願が出来る期間	特44条⑦			
(5) 出願変更が出来る期間	特46条⑤			
(6) 実用新案登録に基づく特許出願が出来る期間	特46条の2③			
(7) 特許料/登録料の納付期間	特108条④	実32条④	意43条④	商41条④ 商65条の8④
(8) 既納特許料/登録料/手数料の返還請求期間	特111条③ 特195条⑬	実34条③ 実54条の2⑥ 実54条の2⑫	意67条⑨	商42条③ 商65条の10③ 商76条⑨
(9) 個別指定手数料の返還請求期間			意60条の22③	
(10) 国際登録取消後の商標登録出願期間				商68条の32⑥
(11) 拒絶査定不服審判の請求期間	特121条②		意46条②	商44条②
(12) 請求の範囲や明細書を訂正出来る期間		実14条の2⑥		
(13) 審判請求の取り下げ期間		実39条の2⑤		
(14) 再審の請求期間	特173条②	特173条② 準用 実45条①	特173条②準用 意58条①	特173条②準用 商61条①

→本来の期間内に手続きできなかったことについて「責めに帰することが出来ない理由」があるときに適用される。

→理由がなくなった日から14日(在外者2月)以内、かつ本来の期間の経過後6月以内。

1.2 出願人・権利者の救済措置

期間徒過した場合の救済措置

・特許権存続期間延長登録の書面提出期間(特67条の2の2)

→本来の期間内に手続きできなかったことについて「責めに帰ることが出来ない理由」があるときに適用される。

→理由がなくなった日から14日(在外者1月)以内、かつ本来の期間の経過後2月以内。

1.3 出願人・権利者の救済措置

期間徒過した場合の救済措置

- ・国内優先権主張出願が出来る期間(特41条①1号カッコ書)
- ・パリ条約に基づく優先主張を伴う特許出願が出来る期間(特43条の2①)

→本来の期間内に手続きできなかったことについて「正当な理由」があるときに適用される。

→経済産業省令(特施規27条の4の2①/②)で定める期間内(1年2ヶ月)に出願する。

優先権主張の書面の提出期限は、

経済産業省令(特施規27条の4の2③)で定める期間内(1年4ヶ月等)となった(特41条4項/特43条1項、従来は出願と同時提出)

また、経済産業省令(特施規11条の2の3)で定める期間内(1年4ヶ月等))は、優先権主張書面の補正が可能(特17条の4)

1.4 出願人・権利者の救済措置

期間徒過した場合の救済措置

- ・出願審査請求期間(特48条の3⑤)

- 善意の実施者に対する通常実施権(特48条の3⑧)

- 本来の期間内に手続きできなかったことについて「正当な理由」があるときに適用される。

- 理由がなくなった日から2月以内、かつ本来の期間の経過後1年以内。

責めに帰することが出来ない理由:通常 of 注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることが出来ないと認められる理由で、当事者に過失があると適用されない。

正当な理由:「責めに帰することが出来ない理由」よりも緩い。状況に応じて必要とされるしかるべき措置(相応の措置)を講じていたと言える場合には、過失の有無にかかわらず、「正当な理由」と判断される。

2.1 特許異議申立制度の創設

旧制度や無効審判制度との比較

	異議申立		無効審判	
	改正後	旧制度	改正後	改正前
異議申立人 無効審判請求人	何人も可 (特113条)	何人も可 (旧特113条)	利害関係人のみ (特123条②)	何人も可 一部の理由は 利害関係人のみ (特123条②)
時期	特許掲載公報発行日 から6ヶ月以内 (特113条)	特許掲載公報発行日 から6ヶ月以内 (旧特113条)	特に制限なし 権利消滅後も可能 (特123条③)	
申立書の 要旨変更	期間の制限有り (特115条②)	申立期間内可 (旧特115条②)	不可 (特131条の2)	
審理方式	書面審理 (特118条①)	書面審理 口頭審理の場合もあり (旧特117条①)	口頭または書面審理 (特145条①)	
訂正請求制度	有り (特120条の5②)	有り (旧特120条の4②)	有り (特134条の2①)	
訂正請求後の 意見提出機会	有り (特120条の5⑤)	無し	有り (特施規47条の3)	

2015年4月1日施行

平成26年 改正情報

2.2 特許異議申立制度の創設

申立理由比較

	拒絶理由	異議理由	無効理由
新規事項追加(特17条の2③)	特49条1号	特113条1号	特123条①1号
シフト補正(特17条の2④)			
外国人の権利の享有(特25条)	特49条2号	特113条2号	特123条①2号
産業上利用可能性(特29条①柱書)			
新規性(特29条①各号)			
進歩性(特29条②)			
拡大先願(特29条の2)			
公序良俗(特32条)			
先願(特39条①～④)			
共同出願(特38条)			
条約違反	特49条3号	特113条3号	特123条①3号
記載要件(特36条④1号)	特49条4号	特113条4号	特123条①4号
請求項の記載要件(特36条⑥1～3号)			
請求項の記載形式(特36条⑥4号)			
単一性(特37条)			
文献公知発明の記載(特36条④2号)	特49条5号		
外国語書面の記載事項	特49条6号	特113条5号	特123条①5号
冒認出願	特49条7号		特123条①6号
後発的無効理由			特123条①7号
訂正違反			特123条①8号

3 意匠の国際出願制度

ジュネーブ改正協定に基づき、

複数国に意匠を一括出願するための規定を新設

- ・日本国を指定締約国とする国際出願及び国際公表されたものは、国際登録の日にされた意匠登録出願と見なす(意60条の6①)。
- ・二以上の意匠を包含する国際出願は、意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす(意60条の6②)。
- ・秘密意匠制度(意14条)は、適用外(公表が前提、意60条の9)。
- ・補償金請求制度(意60条の12)。

4 商標の保護対象拡充

標章の定義の見直し

- ・人の知覚によって認識することができるもののうち、
文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、
音その他政令で定めるもの(商2条①)。

新たに登録可能となったものの例

- (1) 色彩の商標
- (2) 音の商標
- (3) 動きの商標
- (4) ホログラムの商標
- (5) 位置の商標

標章の使用の定義の見直し(商2条③9号、10号)

音の標章を発する行為など

5 商標の保護対象拡充

商4条1項18号 不当録事由の見直し

- ・商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標（商4条①18号）
- ・政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする（商標法施行令第1条）
 - (1) 商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなる商標であること
 - (2) 商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみ/色彩のみ/音のみからなる商標であること
 - (3) 商品等から自然発生する色彩のみ/音のみからなる商標であること

6 地域団体商標の登録主体の拡充

地域団体商標の登録主体の見直し

- ・現行制度では、事業協同組合等に限定
→商工会、商工会議所、NPO法人
が加えられた(商7条の2①)。

7 国際機関紋章等との類似商標保護

国際機関を表示する標章のうち、
需要者に広く認識されているものや、
誤認を生ずるおそれが無いもの
について、
不登録事由から除外(商4条①3号)

8 商標権の効力が及ばない範囲

商標権の効力が及ばない商標として、

需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することが出来る態様により使用されていないものが、追加(商26条①6号)